

令和5年度大刀洗町保育料徴収基準表（3号認定）

保育料は、対象児童と同一世帯に属する父母及びその他の扶養義務者の所得に基づく市町村民税額の合計金額により決定します。父母が非課税の場合、同居の祖父母等の市町村民税額により保育料を決定する場合があります。

階層	定 義	大刀洗町基準額		参考：国基準額	
		3号認定 (3歳未満児)		3号認定 (3歳未満児)	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2-1	市町村民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等	0	0	0	0
第2-2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	7,900	7,700	19,500	19,300
	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等	3,800	3,800	9,000	9,000
第3-2	所得割の額が48,600円未満の世帯	10,900	10,700	19,500	19,300
	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等	3,800	3,800	9,000	9,000
第4-1	所得割の額が48,600円以上53,000円未満の世帯	13,900	13,600	30,000	29,600
	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等	3,800	3,800	9,000	9,000
第4-2 (A)	所得割の額が53,000円以上57,700円未満の世帯	15,900	15,600	30,000	29,600
	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等	3,800	3,800	9,000	9,000
第4-2 (B)	所得割の額が57,700円以上70,000円未満の世帯	15,900	15,600	30,000	29,600
	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等	3,800	3,800	9,000	9,000
第4-3 (特)	所得割の額が70,000円以上77,101円未満のひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等	3,800	3,800	9,000	9,000
第4-3	所得割の額が70,000円以上97,000円未満の世帯	17,900	17,500	30,000	29,600
第5-1	所得割の額が97,000円以上132,000円未満の世帯	27,400	26,900	44,500	43,900
第5-2	所得割の額が132,000円以上169,000円未満の世帯	35,400	34,700	44,500	43,900
第6	所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯	45,500	44,500	61,000	60,100
第7	所得割の額が301,000円以上397,000円未満の世帯	49,700	48,700	80,000	78,800
第8	所得割の額が397,000円以上の世帯	51,700	50,600	104,000	102,400

※税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

（多子世帯の保育料の軽減について）

- 多子軽減については、小学校就学前の範囲で保育所、認定こども園や幼稚園などを同時に利用する児童が2人以上いる場合、最年長の児童を第1子、その下を第2子第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯である場合は、上記の施設を同時に利用していない場合でも、保護者と生計を一にする子どもの範囲（年齢に上限なし）で、最年長の児童を第1子、その下を第2子第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 市町村民税非課税世帯(第2-2階層)については、第2子以降の保育料は無料となります。
- ①に該当しない場合にも、大刀洗町独自の軽減制度として、対象児童の兄弟児が保育園、幼稚園、小学校等にいる場合、小学3年生を上限として、第3子以降であれば無料となります。

（ひとり親世帯等の保育料の軽減について）

第3階層から第4-3(特)階層に該当するひとり親世帯、在宅障がい児（者）を有する世帯等の場合は、保護者と生計を一にする子どもの範囲（年齢に上限なし）で、第2子以降の保育料は無料となります。

※③で無料となる場合の例

- 第1子-小学3年生 第2子-小学1年生 **第3子-保育園 無料**
- 第1子-中学1年生 第2子-小学3年生 第3子-保育園 **第4子-保育園 無料**
 ↑ ↑
 ここから第1子とみなします。 基本の月額徴収金になります。半額ではありません。